

「世田谷区立小・中学校におけるインターネット利用指針」

平成11年9月1日施行

1 基本方針

世田谷区教育委員会は、児童・生徒及び教職員（教育委員会事務局職員を含む。）（以下「教職員等」とする。）の情報活用能力の向上と開かれた学校づくり、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等を目指し、区立小・中学校における適切なインターネットの利用を図る。

2 指針の尊重

教職員等は、インターネットを利用するにあたり、本指針を遵守しなければならない。

3 利用にあたっての基本理念

教職員等は、インターネット上において、様々な有益・有害な情報が混在する現実を考慮し、人権尊重の精神に立ち、個人情報を保護するとともに、知的所有権を尊重した利用を行う。

4 個人情報の保護

教職員等は、「世田谷区個人情報保護条例」及び別に定める「世田谷区立小・中学校インターネット利用に関する管理基準」に従い、個人のプライバシーを侵害しないよう個人情報を保護しなければならない。

5 知的所有権の尊重

教職員等は、インターネットの利用にあたり、知的所有権を侵害してはならない。

6 「世田谷区立小・中学校インターネット利用に関する管理基準」の設定

教育委員会は、「情報教育」の適正な推進、インターネットの適切な利用を行うための「世田谷区立小・中学校インターネット利用に関する管理基準」を定めるものとする。

7 管理責任者

学校内におけるインターネット利用の管理責任者は、学校長とする。また、ひとつの学校を越えた研究会等が主体となって利用する場合及び教育委員会事務局が利用する場合の管理責任者は、教育委員会が承認する者とする。

8 保護者への周知

管理責任者は、インターネットの利用にあたり、児童・生徒への教育的価値と危険性について、保護者へ周知しなければならない。

9 「インターネット利用委員会」の設置

教育委員会は、インターネットの利用において生じる問題等を検討する機関として、小・中学校の校長及び担当教員の代表並びに教育委員会事務局で構成する「インターネット利用委員会」を設置する。